令和８年度

印 西 霊 園 申 請 案 内
（合葬式墓地（合祀墓））
公　募

印西地区環境整備事業組合

目　　次

§．はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１ページ

１．申請資格　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２ページ

２．公募申込の受付　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２～３ページ

３．公募申込の取下げ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３ページ

４．抽選　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３ページ

５．選考結果の通知　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３ページ

６．よくある質問とその回答について　・・・・・・・・・　４～５ページ

別添資料

各種様式

◇印西霊園合葬式墓地公募申込書

◇委任状

◇印西霊園合葬式墓地公募申込書取下げ届

§はじめに

「印西霊園」は、印西市と白井市を関係市とする「印西地区環境整備事業組合」が設置及び管理する公営霊園です。当霊園の運営は、「印西地区環境整備事業組合霊園の設置及び管理に関する条例」（以下「条例」という。）及び「同条例施行規則」に基づき行っておりますので、合葬式墓地使用許可申請・各種手続き及びご利用にあたりましては、本書・別冊「印西霊園利用案内（合葬式墓地）」及び条例等をよくお読みになり、ご理解のうえ申請していただくようお願いいたします。

合葬式墓地とは、納骨堂と合祀墓の２種類の施設のことを指します。

納骨堂（のうこつどう）：骨壺に納められた焼骨を骨壺の状態で一定期間（１０年～３０年間）収蔵する施設

合祀墓（ごうしぼ）：骨壺から納骨袋へ移し替え、複数人の焼骨と共に土中カロートに永久埋蔵する施設（カロートは底面も含めコンクリートで覆われているため、焼骨は土に触れずに埋蔵されます。承継者の有無に関係なく使用できます。）

合葬式墓地の申請区分は、通常合葬及び直接合葬の２種類の収蔵又は埋蔵方法があります。

通常合葬：納骨堂に焼骨を骨壺の状態で一定期間（１０年～３０年間）収蔵した後、合祀墓へ複数人の焼骨と共にカロートに永久埋蔵すること

直接合葬：納骨堂での収蔵を経ず、合祀墓へ複数人の焼骨と共にカロートに永久埋蔵すること

※条例等は、組合ホームページにてご確認ください。

※現在、芝生墓所を使用されている者で墓所を返還し、合葬式墓地の使用を検討している者は、別途管理事務所へお問い合わせください。

１．申請資格

次のすべての資格を満たす必要があります。

申請区分			申請資格
直接合葬（合祀墓へ埋蔵）	焼骨所持（改葬含む）		・申請時点において、印西市及び白井市に１年以上居住し、住民基本台帳に記載のある者。 ・既に同一世帯で印西霊園の墓所使用許可を受けていない者。 ・埋蔵する焼骨が分骨でないこと。 ・当該焼骨の祭祀をつかさどる者。（※）
	生前申込		・申請時点において、印西市及び白井市に１年以上居住し、住民基本台帳に記載のある者。 ・既に同一世帯で印西霊園の墓所使用許可を受けていない者。 ・申請時点において、申請される者の年齢が６５歳以上である者。 ・自己の利用を目的とする者。

※当該焼骨の祭祀をつかさどる者とは

①配偶者（妻又は夫）

②血族３親等以内（父母、祖父母、子、孫、曾祖父母、曾孫、兄弟姉妹、叔父（伯父）、叔母（伯母）、甥、姪）

③姻族２親等以内（父母、子、兄弟姉妹、孫）

④養父、養母、養子

２．公募申込の受付

① 受付期間・時間

令和８年１１月２日（月）から令和８年１１月３０日（月）までの午前９時から午後４時に印西霊園管理事務所まで提出書類を持参してください。

◎土・日・祝日は受付できません。

② 募集体数

３０体程度

◎焼骨を所持し、当該焼骨を埋蔵する墓地がない方を優先します。

◎合祀墓は１つのカロートに複数人の焼骨を納骨袋で埋蔵するため、焼骨の返還はできません。

◎生前申込の場合は、事前に埋蔵手続きをする者の選任が必要です。

◎公募申込は１焼骨につき（改葬の場合は１体につき）１人とします。

③ 使用料

１体　３３，０００円

◎既納の使用料は、還付できません。

◎直接合葬で焼骨をお預かりする際の容器は、基準容器（幅・奥行きが２７ｃｍ以下、高さ３１ｃｍ以下の不朽性の骨壺）とします。

◎１名分の焼骨を複数の骨壺に分けて収蔵することはできません。

◎他の墓地から改葬する場合は、基準容器１個に収容できる量を限度とし、１体として埋蔵することができます。

④ 提出書類

〇印西霊園合葬式墓地公募申込書、結果通知返信用封筒（切手貼付）

長形３号封筒にあなたのお名前、郵便番号、住所を記入し、１１０円切手を貼付して提出してください。

⑤ 提出先

印西霊園管理事務所まで持参してください。

◎郵送による受付は致しません。

３．公募申込の取下げ

公募申込の取下げをする場合は、令和８年１１月３０日（月）までに「印西霊園合葬式墓地公募申込書取下げ届」を提出してください。

取下げした場合、申込時に提出した提出書類は返却いたしません。管理事務所職員により責任をもって破棄いたします。

４．抽選

申込多数の場合は、公開抽選を行います。抽選には申込者本人のみ立ち会うことができます。

抽選の有無については、ホームページよりご確認ください。

抽 選 日：令和８年１２月９日（水）　午前１０時から

抽選場所：平岡自然の家　印西市平岡１５５４番地

◎繰り上げ当選並びに補欠者等は選定しません。

◎公開抽選への立会の有無は抽選結果に影響しません。

５．選考結果の通知

令和８年１２月中旬に、郵送にて選考結果を通知します。

◎抽選により落選された方や申請をしない方の申請書類は返却いたしません。管理事務所職員により責任をもって破棄いたします。

６．よくある質問とその回答について

1	質問	自己の利用と焼骨１体分を申し込むことはできますか。
	回答	申込は１焼骨につき１人とさせていただいていますので、自己の利用と焼骨１体を申し込むことは可能です。

2	質問	夫婦で生前申込をしたいのですが、抽選となった場合、片方だけ当選・落選となることはあるのですか。
	回答	１焼骨１申込としているため、夫婦（妻・夫）で抽選番号が別々となります。 そのため、片方だけ当選・落選となる可能性はあります。

3	質問	郵送による申込は、なぜできないのですか。
	回答	申込時に、抽選番号の発行を行っていること及び確認事項等、その他説明事項がありますので郵送による受付はできません。

4	質問	募集は、年何回を予定していますか。
	回答	今年度（令和８年度）は、１回の募集となります。

5	質問	生前で公募申込をした後、許可証が交付される前に申込者が亡くなった場合、申込者の焼骨を受け入れてもらうことはできますか。
	回答	公募申込時点では、使用許可申請が完了していないため、焼骨を受け入れることはできません。 申請ができることが決定している場合でも、許可証が交付される前の焼骨の受け入れは致しません。

6	質問	生前枠に自分が申込み許可を得ているが、先に配偶者が亡くなってしまったので自分の代わりに収蔵又は埋蔵することはできますか。
	回答	自己の利用を目的として許可しているため、本人以外が使用することはできません。

7	質問	合葬式墓地を使用する予定がなくなったため、返還したい。
	回答	納骨堂は返還が可能です。(合祀墓は不可) 合葬式墓地の使用許可を受けた日の翌日から起算して、１年以内に合葬式墓地を返還した時は、既納の使用料の５割に相当する額が還付となります。

8	質問	印西霊園(条例第２８条(特例申請))以外の墓地から改葬し、合葬式墓地へ収蔵又は埋蔵をすることはできますか。
	回答	通常合葬は、これまでに墓地に埋蔵し、又は納骨堂に収蔵した焼骨の申込及び収蔵はできません。 直接合葬は、他の墓地から改葬した焼骨の埋蔵は可能です。 また、印西霊園の墓所内に埋蔵されている焼骨でも、条例第２８条（特例申請）以外の合葬式墓地への申込の場合、上記と同様の扱いとします。

9	質問	焼骨の収蔵又は埋蔵の際に、親族は立ち会うことはできますか。
	回答	納骨堂の収蔵及び合祀墓へ埋蔵する際には立ち会うことはできません。

１０	質問	代理人により、申込・申請をすることは可能ですか。
	回答	代理人により申込・申請することは可能です。 同一世帯の親族である場合は、委任状は必要ありません。 同一世帯の親族以外である場合は、申請者が自署した委任状を持参する必要があります。 また、同一世帯の親族であっても別姓の場合は、委任状が必要となります。

各種様式

第１９号様式(第２４条第１項関係)

印西霊園合葬式墓地公募申込書

年　　月　　日

印西地区環境整備事業組合

管理者　　様

住所

氏名

電話番号　　(　　)

合葬式墓地の公募の申込みをしたいので、印西地区環境整備事業組合霊園の設置及び管理に関する条例施行規則第２４条第１項の規定により、次のとおり提出します。

区　分		~~通常合葬~~　・　直接合葬
申込者	本　籍	
	住　所	
	氏　名	

注　※印の欄は、記入しないでください。

※抽選番号	番

（表）

委　任　状

（代理人）※頼まれる人・窓口に来る人

住　所　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

・裏面（　　）番に関する件を委任します。

・＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

作成日：　　年　　月　　日

（使用者本人）※頼む人

許可番号　第　　号

住　所　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　委任状は使用者本人（※頼む人）が全て記入（自署）してください。

※　使用許可承継承認申請の場合、「使用者本人」欄は「承継しようとする者」となります。

※　公募申込、使用許可申請の場合は「使用者本人」欄は、「申込者又は申請者」となります。

※　この委任状の有効期限は作成日から３カ月となります。

手続の際、窓口で代理人の本人確認を行っています。運転免許証、マイナンバーカード、健康保険料などを必ずご持参ください。

（裏）

委任事項

１．〔公募申込書・使用許可申請書〕の提出及び許可証の受領
※第１号、第３号、第１９号、第２１号様式

２．墓碑設置工事〔開始・完了〕届の提出
※第５号、第６号様式

３．〔埋蔵・改葬届〕の提出
※第７号、第２３号様式

４．使用期間更新承認申請書の提出
※第８号様式

５．〔墓所返還届・合葬式墓地焼骨返還申出書・合葬式墓地返還届〕の提出
※第１０号、第２６号、第２７号様式

６．使用許可承継承認申請書の提出及び許可証の受領
※第１１号、第２８号様式

７．管理料減額・免除申請書の提出
※第１４号様式

８．使用料還付請求書の提出
※第１６号、第３１号様式

９．使用許可証再交付申請書の提出及び許可証の受領
※第１７号、第３２号様式

１０．使用許可証記載事項変更届の提出及び許可証の受領
※第１８号、第３３号様式

１１．使用期間延長承認申請書の提出
※第２４号様式

１２．〔埋蔵証明・受入証明〕交付申請書の提出及び証明書の受領

１３．管理者登録申請書の提出

印西霊園合葬式墓地公募申込書取下げ届

印西地区環境整備事業組合

管理者　　様

（私（申込者）　　）は、　　年　　月　　日付けで公募申込しました印西霊園合葬式墓地公募申込書を取下げします。

なお、取下げに関し印西霊園に対して今後一切の異議申し立てを致しません。

記

霊 園 名 称　　印西霊園

年　　月　　日

（申込者）

住所

氏名

※住所・氏名については、申込者において自署してください。

印 西 霊 園 案 内 図

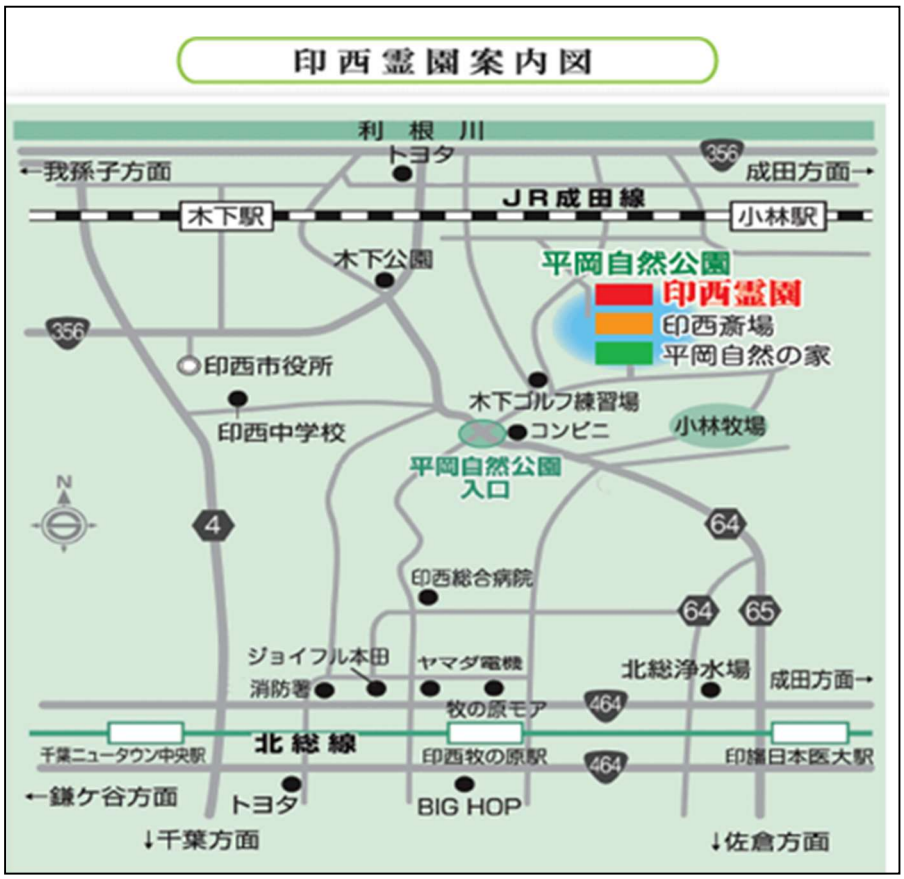

○ＪＲ成田線　小林駅からタクシー　５分
○北総線　印西牧の原駅からタクシー　１０分
○印西市営ふれあいバス　平岡自然公園（印西斎場）下車　徒歩３分

お 問 い 合 わ せ 先

印西霊園管理事務所
所 在 地：〒270 - 1324　千葉県印西市平岡１５２４番地１
電話番号：０４７６ - ４２ - ００９５
開園時間：午前９時から午後５時まで（１月１日から１月３日を除く毎日）
※ただし、土日祝日及び年末年始は霊園に関する各種手続き業務（申請・届出・納付等）は行っておりません。
※申込期間中は、問合せが多くなり、電話がつながりにくい場合がありますが、ご了承ください。

印西地区環境整備事業組合 HP